

土一事件は

終わっていない

山下 正寿



11 核兵器禁止条約と核実験被害者救済

1955年のマーシャル諸島のビキニ環礁で米国が行った水爆実験で、約1000人の被災船員がいると推定されます。被災船員の方々は入退院を繰り返し、若くしてがんなどで病死しています。放射線被ばくは、長期にわたる健康被害を人体に与え、広島・長崎の原爆被害追跡調査のような公的な対応が求められます。

日本政府は1955年1月、アメリカに「損害賠償」を求めず「見舞金」として200万ドルを受け取り、これで最終解決とする政治決着をしました。アメリカが公海で一方的に行った核実験は国際法違反であり、マグロ漁をしていた日本漁船に責任はありません。アメリカはその後も大気圏核実験を繰りかえし、太平洋で105回もの核実験を実施しました。アメリカ、旧ソ連、

66年経て、核兵器が違法化される時代の幕開けを記念して、太平洋核被災支援センターは、次のように声明でよびかけました。

日本政府は、4度の核被災を体験した国として、核問題を総合的に検証し特に核保有国に核実験による被災は地球規模に広がっていながら、核保有国の国民は核被災の実態を核実験参加兵士の問題として過少に伝えられています。核兵器禁止条約が核保有国の参加をえるためにも、世界が共同して、核兵器の使用と核実験、原発事故がもたらした地球規模の環境汚染と人類の生命への長期的な脅威を示すべきです。そして、北朝鮮、韓国、日本など北東アジア非核地帯を呼び掛けています。

3、世界の核被災地域で核保有国の核使用・核実験の実相を科学的に検証し、核被災ネットワークを形成し、被ばく者・被災者に対する補償制度の確立を進めましょう。日本弁護士連合会は、核実験被災船員の救済を国際的人権問題として意見書を提出しています。そのためにも、世界の

イギリス、フランス、中国などの核保有国の大気圏核実験は合計488回にも及び、地球の放射能汚染、放出された放射線の影響は地球全体に広がりました。

「部分的核実験停止条約」により1963年8月、主な大気圏核実験は中止されました。しかし、核実験を行った核保有国は、いずれも被害の実相を明らかにせず、その後も地下核実験を行いました。核実験実施国は、これまで核実験場周辺の住民やマグロ漁船員などの被ばく者の救済に背を向けてきました。

「核兵器禁止条約」は2017年7月7日、国連で圧倒的多数の賛同（賛成122、反対1、棄権1）により採択され、2020年10月24日、ホンジュラスが50番目の批准書を寄託し、同条約は2021年1月22日に発効することが確定しました。

同条約第6条「被害者支援と環境改善」に次のように記されています。

一、締約各国は、核兵器の使用や実験に伴つて悪影響を受けた管轄下の個人に関し、国際人道・人権法に従つて、医療ケアやリハビリ、心理的な支援を含め、年齢や性別に適した支援を十分に提供する。社会的、経済的な面についても同様である。

二、締約国は管轄・支配下の地域が核兵器の実験や使用に関する活動の結果、汚染された場合、汚染地域の環境改善に向け必要かつ適切な措置を取る。

広島・長崎への原爆投下から75年、ビキニ水爆実験から

核実験被災救済の取り組み中である高知県に、国際的な視察団が来られるよう要望します。

最初の国賠訴訟から原告の被災船員6名・遺族1名が病死し、無念の思いをしました。高齢で鬱病生活を強いられていた被災船員の方、夫や父親を亡くして厳しい生活に立ち向かっている遺族の方など、まつたく何の救済も受けずに棄民化されたままです。

「ビキニ事件はまだ終わっていません。」

最後に、2021年3月5日（金）～3月14日（日）ビキニin高知のご参加を呼びかけます（ホームページ参照）。



（太平洋核被災支援センター・ビキニ核被災検証会事務局）
<http://bikini-kakuhisai.je55.com>